

六兵衛は、山縣郡本地村の人なり、廿三といふとし、廣島に來りて、うるしや新七が家につかへけるが、心さま正しきものにて、年月つかふるうちに、新七ふたゝびまを類焼したりしが、六兵衛はたらきたすけて、家倉もとの如く建成けり、その後新七死て、その子某は、心うきたるものなれば、六兵衛常にいさめいましむといへども、みづからしづめえずして、遂にいづかたへかたちさりぬ、六兵衛深くうれふれども、せんかたなく、新七が外孫のありけるを、主として、もりぞだて居たりしに、其家また類焼しけり、六兵衛猶たゆまずして力を盡し、また家つくりして、ぬり物もとのごとくあきなふ、渠給銀のさだめもなく、身にはうるさきもの、み著ていさ、かもいとふ色なく、たゝひたすらに、主の家をおもんず、寛政元年八月十五日、銀をたまはり、その忠勤を賞せらる、六兵衛とし七十四、主につかふること五十年に及びぬ、

〔孝義録四十六〕忠義者林助

林助は、豊前國宇佐郡宇佐村の者なるが、國東郡高田村にて徳兵衛といふ者の手代となれり、二十六の年、この家にきたりしが、三年ほど過て徳兵衛病にふし、子の金作はまだ五つなれば、林助にいふやう、我病いゆべしともおぼえず、金作が十七八ならんまで、側さらず居て、あきなひの道を教へ、此家をつがせよと、懇にいひ置てうせければ、林助遺言をまもり、金作をもちたてんと心を盡しいさ、かもわたくしのことなかりき、金作ははや十六になれば、名をも徳兵衛とあらため、十八の年妻をむかへて、男子一人をまうけ、り、徳兵衛ふと病にかゝりしのは、狂氣のやうになりければ、療養に力をつくしけれど、験もなくことさら夫婦の中らひも不和になれば、林助様々にいひすかせども、終に妻をば離別せり、心くるひたるものなれば、何の辨もなく、子の小太郎をさへいたくにくめば、林助がはからびにて、その子は一族の許にあづけ、ひだすら商ひに力を用ひ、少しはたくはへも出きしを、取出してつかひすつれば、親徳兵衛が遺言をいひいで、涙を